# 西吾妻福祉病院(介護予防)居宅療養管理指導事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、西吾妻福祉病院組合が設置する西吾妻福祉病院(以下「事業所」という。)が行う 指定(介護予防)居宅療養管理指導の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するた めに人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、薬剤師、管理栄養士、看護師等(以 下「従事者」という。)が、通院困難な要介護状態(指定介護予防居宅療養管理指導事業にあっ ては要支援状態)にある高齢者等(以下「要介護者(要支援者)」という)に対し、居宅を訪問 して適切な居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者は、要介護者(要支援者)が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ 自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅を訪問して、心身の状況、置かれている 環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、要介護者(要支 援者)の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指し、療養生活の質の向上 を図るものとする。
  - 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との 綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
  - 一 名称 西吾妻福祉病院
  - 二 所在地 吾妻郡長野原町大字大津 746-4

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、、員数及び職務内容は次のとおりとする。
  - 一 管理者 医師 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び事業の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも事業の提供に当たるものとする。所属職員を指揮監督し、適切に事業を実施できるよう総括する。

二 医師 3名以上

医師は、居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供及び 介護方法についての指導・助言、利用者家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。

三 薬剤師 1名以上

薬剤師は、医師、歯科医師の指示に基づき居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導等を 行う。 四 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、医師、歯科医師の指示に基づき居宅を訪問し、具体的な献立に従って実技を行う 指導を行う。

五 看護師等 5名以上

看護師等は、医師、歯科医師の指示に基づき居宅を訪問し、通院が困難な要介護者(要支援者) の居宅において、療養上の相談及び支援を行う。

六 事務職員 1名以上

事務職員は、必要な事務を行う。

### (営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
  - 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日まで を除く。
  - 二 営業時間 午前8事30分から午後5時30分までとする。
  - 三 ただし、利用者の病状に急変が生じた場合などの緊急時は24時間必要な措置が取れる体制とする。

## (事業の内容)

- 第6条 事業の内容は次のとおりとする。
  - 一 診察 (聴診・血圧測定・体温測定)
  - 二 点滴治療・薬を用いた処置
  - 三 薬の処方
  - 四 各種予防注射
  - 五 定期的な検査(採血・尿検査等)
  - 六 その他療養生活向上のための相談・指導を行う

### (利用料等)

- 第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときはその1割もしくは2割・3割の額とする。
  - 2 次条に規定する通常の事業に要した交通費は西吾妻福祉病院より直線距離半径 5 km以内 2 0 0 円 (税抜)・10 km以内 3 0 0 円(税抜)・10 km超 2 4 0 0 円(税抜)とする。
  - 3 死後の処置料は、5000円(税抜)とする。
  - 4 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

#### (通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、長野原町、嬬恋村、草津町、中之条町国六合地区とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第9条 従事者は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに 主治医に連絡し、適切な対応を行うこととする。
  - 2 従事者は、前項について、しかるべき処置をした場合は速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。
  - 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、当該市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずることとする。
  - 4 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(従業者の服装規律)

- 第10条 従業者は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。 服装にあたっては、協力して秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
  - 一 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。
  - 二 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
  - 三 お互いに協力し合い、技術の向上に努力するよう心がけること。

(従事者の勤務条件)

第11条 従事者の就業に関する事項は、公益社団法人地域医療振興協会西吾妻福祉病院の定める就業 規則による。

(従事者の健康管理)

第12条 従事者は、公益社団法人地域医療振興協会西吾妻福祉病院が行う年1回の健康診断を受診すること。

(苦情処理)

- 第13条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずる ものとする。
  - 2 事業所は提供した事業に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して群馬県国民健康保険団体連合会の調査 に協力するとともに、群馬県国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指 導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる ものとする。
  - (1) 虐待防止のために対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
  - (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
  - (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
  - 2 従事者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査 等に協力するよう努める。

(身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合にはその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する(介護予防)居宅療養管理 指導の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計 画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる ものとする。
  - 2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第17条 事業所は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を確保する。
  - 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従事者でなく なった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

附 則

この規定は、平成30年9月1日から施行する。

令和3年4月1日改定

令和6年6月1日改定